

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年12月26日

株式会社ラングローブ

代表取締役社長 土居 信一

問合せ先： 常務取締役 田渕 及

(078)-451-1033

URL <https://runglobe.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
土居 信一	1,079,700	71.98
株式会社オーズ	375,000	25.00
田渕 及	45,000	3.00
上田 宗則	300	0.02

支配株主名	土居 信一
-------	-------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社オーズは、代表取締役土居信一氏により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締

役を務める資産管理会社になります。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合させて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
上田 宗則	公認会計士										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 宗則	無		公認会計士の資格を保有しており、他社の役員等の実績もあることから、適格であると判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	無
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各担当において監視・監督をおこないつつ、内部監査、監査役会及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものに昇華させています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	M
中村淳一郎	他の会社の 出身者													
中野幸一	他の会社の 出身者													
澤田裕和	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法
律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村淳一郎	無		前職までの豊富な経験と

			実績、特に業界での深い知見を有していることから適格であると判断し、選任しております。
中野幸一	無		前職までの豊富な経験と実績、特に業界での深い知見を有していることから適格であると判断し、選任しております。
澤田裕和	無		弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。適格であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
該当なし	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
該当なし	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要な案件については取締役会開催前に事前報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。

監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は俣野朋子氏、立石浩将氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期に1回開催され、委員会で執行又は決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役会、内部監査担当及び監査法人による三様監査を主体とした監査体制をとっております。監査役監査、業務監査及び会計監査とそれぞれの分野において専門性を発揮し、また、連携をとることにより、十分な監査が実行できていると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、コーポレート・ガバナンスの向上には株主総会の充実が不可欠と考えております、より多くの株主に出席いただける開催日の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャー ポリシー の作成・公表	当社は、株主及び投資家等のステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平に情報を開示する事により、経営の透明性を高め、企業の社会的責任を果たすことで、企業の信頼性の強化に努めてまいります。この基本方針を社内外に周知とともに、自らの情報開示を適正な基準、方法及び体制で実行するために、ディスクロージャー ポリシーを定め、当社ホームページにおいて公表しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後、検討すべき事項と認識しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と認識しております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報をはじめ、その他 IR に関する情報を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「リスクコンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役員及び従業員等が法令等を遵守した行動をとり、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。 また3カ月に1度リスク・コンプライアンス委員会を開催してリスク及びコンプライアンスについて俯瞰的に分析する等内部管理体制を整備し、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項と認識しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を重要事項として認識しており、IR サイトでの掲載や会社説明会の実施等により、情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題として認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。 現状においても、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。 整備状況として、当社が統括する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設け、契約を解除します。 また、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。 また、外部の専門機関との連携及び対応に関する指導を受けております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	無
---------	---

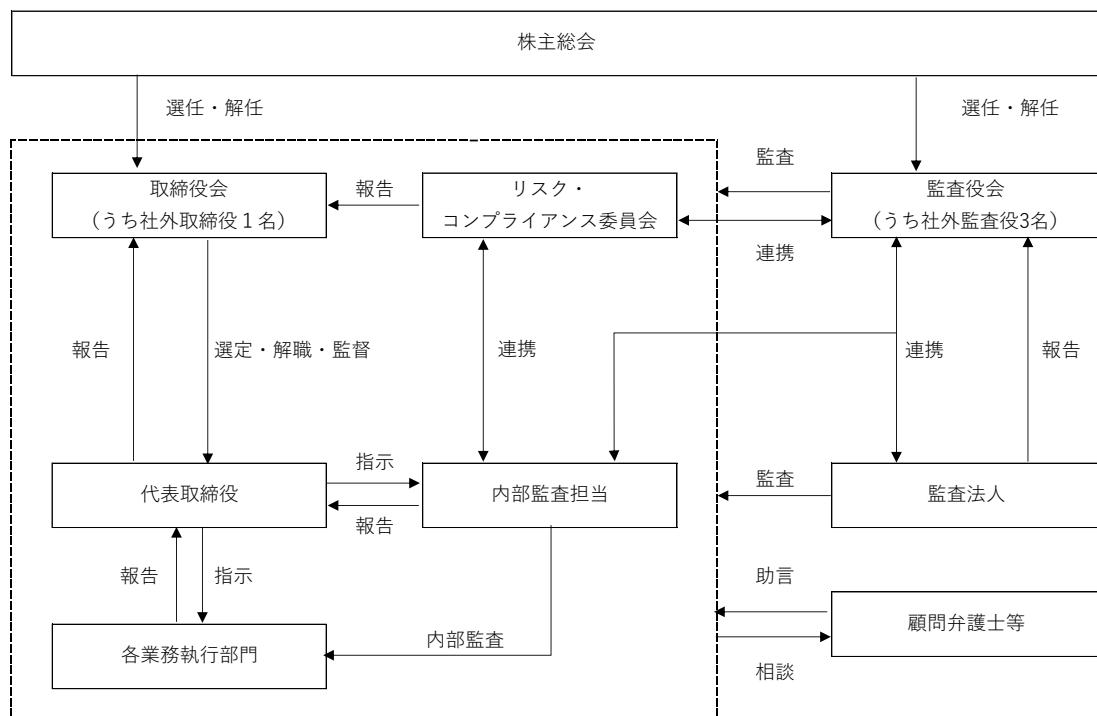
該当項目に関する補足説明

該当なし

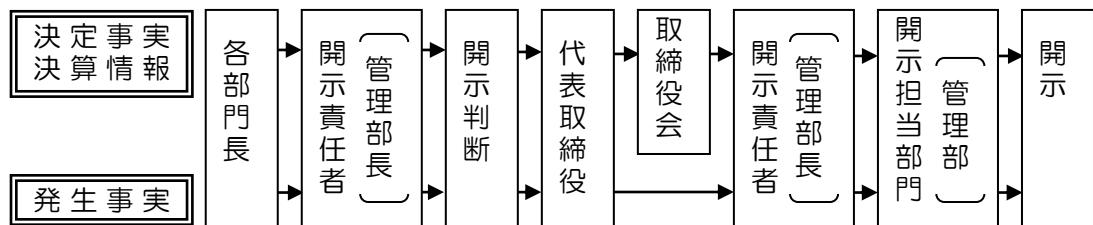
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関する模式図を参考資料として、以下添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上